

市第 136 号議案

横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正

横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「条例」を「公立小学校等及び条例」に改め、同条中「第19条」を「公立小学校等及び第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市福祉のまちづくり条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（公立小学校等及び条例で定める特定建築物に関する読替え）  
条例

第 23 条 公立小学校等及び第 19 条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第 3 号及び第 5 号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。